

○矢巾町ひとり親家庭医療費給付要綱

平成28年8月1日

告示第101号

改正 平成29年3月27日告示第20号

矢巾町ひとり親家庭医療費給付要綱（平成12年矢巾町告示第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、ひとり親家庭に対して医療費の一部を給付することにより、ひとり親家庭の健康保持と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（2） 被保険者等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者

（3） 保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等の保険給付を受けるために発行された証

（4） 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額

（5） 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準ずる者

（受給者）

第3条 この告示による医療費の給付を受けることができる者は、町内に居住する被保険者等である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、その者に母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定

する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者がいるときは、これらの者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの受療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第7項に規定する額を超える額であるもの、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は除く。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」という。）を扶養している者（前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える額である者を除く）及びその者の扶養を受けている児童

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童

2 受給者には、国民健康保険法第116条及び第116条の2並びに高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する被保険者の特例に準じて取扱う者を含むものとする。

3 前項の規定により除かれる者のうち、災害その他特別の事情により次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず受給者とすることができる。

(1) 災害その他特別の事情により、地方税法（昭和25年法律第226号）第717条の規定により国民健康保険税を減免された者、同法第323条の規定により市町村民税を減免された者又はこれらに相当する者であると町長が認めたもの

(2) 所得税法第30条に規定する退職所得金額その他一時的な所得金額のうち町長が控除することが適当と認めた金額をこれらの所得から控除した場合、前項に該当しない者

（給付の額）

第4条 この告示による給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法律等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医

療費については5,000円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合の給付額は、受給者負担額から、入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円を控除した額に相当する額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

(1) 児童が出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある場合

(2) 受給者及び扶養義務者等が、地方税法の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合

4 入院に伴う給付の額にあつては、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除き、前3項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

（平29告示20・一部改正）

（受給者証の交付申請）

第5条 この告示による医療費の給付を受けようとする者は、あらかじめ町長に対して、ひとり親家庭医療費受給者証交付（更新）申請書（様式第1号。以下「受給者証交付（更新）申請書」という。）により交付の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、医療費の給付を受けようとする者で第3条第1項第1号に規定する者の場合は当該配偶者のない女子又はこれに準ずる男子が、第3条第1項第2号に規定する者の場合は、当該その児童の保護者（当該児童を監護し、かつ、その生計を維持する者。以下「保護者」という。）がこれをしなければならない。

（受給者証の交付等）

第6条 町長は、前条第1項の規定により交付の申請があった場合において、この告示による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めたときは、受給資格を認めた者に対し、ひとり親家庭医療費受給者証（様式第2号。ただし、その者が第3条に規定する「児童」のうち、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「未就学児」という。）である場合は様式第3号。「以下「受給者証」という。」）を交付するとともに、ひとり親家庭医療費受給者証交付台帳（様式第4号）に記載し、不適当と認めた者については、ひとり親家庭医療費受給者証交付（更新）申請却下通知書（様式第5号）により、理由を付して通知するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年8月1日に更新する。受給者証の更新は、受給者証交付（更新）申請書により毎年7月1日から7月31日の間に行わなければならない。ただし、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合は、受給者証交付（更新）申請書の提出を求めないことができる。

3 受給者又は保護者（以下「受給者等」という。）は、受給者が第3条に該当しなくなったとき、又は受給者証の有効期間が満了したときは、受給者証を速やかに町長に返還しなければならない。

（受給者証の切替）

第7条 町長は、受給者が未就学児のうち、町長が認定した日から起算した最初の3月31日が、その者が6歳に達する日以後の最初の3月31日（以下「未就学満了日」という。）である者（以下「未就学満了児」という。）であり、未就学満了日以後も受給資格を有すると認められる場合には、受給者証の有効期間が満了する前に、様式第3号によるひとり親家庭医療費受給者証に替え、様式第2号によるひとり親家庭医療費受給者証を交付する。

（受給者証の再交付）

第8条 受給者等は、第6条第1項及び第2項の規定により交付された受給者証を破損又は亡失したときは、ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書（様式第6号）を町長に提出することにより行うものとする。

（給付の始期）

第9条 この告示による医療費の給付は、第6条第1項及び第2項の規定による受給者証の交付を受けた日の属する月の初日以後の療養について行うものとする。

(給付の終期)

第10条 受給者資格を失った場合における医療費の給付は、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(受給者証の提示)

第11条 受給者が、療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする医療機関等に対し、保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

(給付の方法)

第12条 受給者等は、この告示による給付を受けようとするときは、医療機関等に医療保険各法に規定する一部負担金を支払った上、ひとり親家庭医療費給付申請書(様式第7号)を医療機関等から医療機関等記入欄の記載を受け、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、第4条の規定による額を当該受給者等に給付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、受給者のうち未就学児が医療機関等で医療を受けた場合には、町長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第4条の規定による額を、その者又はその保護者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定により支払いがあったときは、当該受給者等に対し、当該医療費の給付があったものとみなす。

(給付の通知)

第13条 町長は、前条による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められた者についてはひとり親家庭医療費給付決定通知書(様式第8号)により、不適当と認められた者についてはひとり親家庭医療費給付却下通知書(様式第9号)により受給者等にその旨を通知するものとする。

(届出の義務)

第14条 受給者等は、受給者証に記載されている事項その他次の各号で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに町長に届けなければならない。

- (1) 保護者の氏名又は住所
- (2) 保険種別
- (3) 被保険者名又は組合員名

- (4) 保険者名又は組合名
- (5) 保険証の記号又は番号
- (6) 附加給付の内容
- (7) 受給資格の該当要件
- (8) 口座番号、銀行名その他振込先に係る事項
- (9) 受給者及び扶養義務者等の市町村民税の課税の有無

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭医療費受給者証資格変更届(様式第10号)に受給者証を添えて行わなければならない。

3 第1項に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭医療費受給資格喪失届(様式第11号)に受給者証を添えて行わなければならない。

4 第1項に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者行為傷病届(様式第12号)により行わなければならない。

(給付の制限)

第15条 町長は、受給者等が受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、給付を要する費用の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第16条 この告示による給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第17条 町長は、偽りその他の不正行為により、この告示による給付を受けた者があるときは、その者から、既に給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定による医療費の返還は、ひとり親家庭医療費返還通知書(様式第13号)により行うものとする。

(備付帳簿)

第18条 町長は、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

- (1) ひとり親家庭医療費受給者証交付台帳
- (2) ひとり親家庭医療費給付台帳(様式第14号及び様式第15号)
- (3) ひとり親家庭医療費助成事業収入金等整理台帳(様式第16号)

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の矢巾町ひとり親家庭医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る給付について適用し、施行日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月27日告示第20号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の矢巾町ひとり親家庭医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

様式第1号(第5条、第6条関係)

ひとり親家庭医療費受給者証交付(更新)申請書

年 月 日

矢巾町長 様

申請者 住所
氏名



次のとおりひとり親家庭医療費受給者証の交付(更新)を申請します。

該 当 要 件											
受 給 者	(フリガナ) 氏 名	(男・女)			生年 月日	年 月 日生(満 歳)					
	個 人 番 号										
	住 所										
保 護 者	(フリガナ) 氏 名	(男・女)			生年 月日	年 月 日生(満 歳)					
	個 人 番 号										
	住 所										
	受給者との続柄		同居・ 別居の 別	同居・別居	生計 関係	生計同一・ 生計維持					
加 入 医 療 保 険 等	被保険者氏名					受給者との 続柄					
	医療保険の種別				記号・番号						
	保 険 者 名				所 在 地						
	資格取得年月日				付加給付の 有 無						
振 込 先	口座名義人				金 融 機 関	銀 行 店					
	口座番号				預 金 種 別						
<p>(課税台帳閲覧同意書) 上記申請に係る所得確認のために、課税台帳の閲覧を行うことに同意します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p>											



様式第2号(第6条、第7条関係)

[表]

受給者証番号		第 号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日	
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
医療機関等へのお願い 医療保険各法等による一部負担金及び入院時食事療養費に係る標準負担額を徴収してください。			
市 町 村 名 及 び 印	矢 巾 町		
交 付 年 月 日		年 月 日	

〔裏〕

注意事項

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 医療機関等において診療を受ける場合は、保険証に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 医療機関等から請求があった一部負担金等は、医療機関の窓口で支払ってください。
- 4 医療費助成給付申請書は、月の初回の受診の際に、押印のうえ医療機関等の窓口へ提出することにより、後日、保険診療の一部負担金相当額(一部控除有り)が指定された口座に振り込まれます。
- 5 受給者の資格がなくなったとき、または有効期間を経過したときは、速やかに、この証を返却してください。
- 6 次のことが生じたときは、この証と印鑑のほか必要に応じて新しい保険証、新しい口座情報を持参のうえ、その旨を届け出てください。
 - (1)保護者の氏名又は住所
 - (2)保険種別
 - (3)被保険者名又は組合員名
 - (4)保険者名又は組合名
 - (5)保険証の記号又は番号
 - (6)附加給付の内容
 - (7)受給資格の該当要件
 - (8)口座番号、銀行名その他振込先に係る事項
 - (9)受給者及びその保護者の市町村民税の課税の有無
- 7 県外の医療機関等でこの証が使用できなかった場合は、領収書(保険診療が確認できるもの)の交付を受け、医療費の給付を申請してください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、紛失したときは、再交付の申請をしてください。
- 9 不正にこの証を使用した者は、刑法により処罰されることがあります。

お問い合わせ先 矢巾町役場 住民課

電話 019-611-2509、2510

様式第3号(第6条、第7条関係)

[表]

現物		ひとり親家庭医療費受給者証	
受給者証番号		第 号	
受給者	住所		
	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	
自己負担額	通院		
	入院		
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
医療機関等へのお願い 医療保険各法等による一部負担金及び入院時食事療養費に係る標準負担額を徴収してください。			
市町村名及び印	矢 巾 町		
交付年月日	年 月 日		

〔裏〕

注意事項

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 医療機関等において診療を受ける場合は、保険証に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 医療機関等から請求があった一部負担金等は、医療機関の窓口で支払ってください。
- 4 受給者の資格がなくなったとき、または有効期間を経過したときは、速やかに、この証を返却してください。
- 5 次のことが生じたときは、この証と印鑑のほか必要に応じて新しい保険証、新しい口座情報を持参のうえ、その旨を届け出てください。
 - (1) 保護者の氏名又は住所
 - (2) 保険種別
 - (3) 被保険者名又は組合員名
 - (4) 保険者名又は組合名
 - (5) 保険証の記号又は番号
 - (6) 附加給付の内容
 - (7) 受給資格の該当要件
 - (8) 口座番号、銀行名その他振込先に係る事項
 - (9) 受給者及びその保護者の市町村民税の課税の有無
- 6 県外の医療機関等でこの証が使用できなかった場合は、領収書(保険診療が確認できるもの)の交付を受け、医療費の給付を申請してください。
- 7 この証を破ったり、汚したり、紛失したときは、再交付の申請をしてください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処罰されることがあります。

お問い合わせ先 矢巾町役場 住民課

電話 019-611-2509、2510

様式第4号(第6条関係)

ひとり親家庭医療費受給者証交付台帳

受給者証番号	第 号	申請書受理 年 月 日	年 月 日	受給者証交 付年月日	年 月 日	再交付	年 月 日	
(フリガナ) 受給者氏名	(男・女)	住所	(. . 変更)		生年 月日	年 月 日	認定 要件	
(フリガナ) 保護者氏名	(男・女)	住所	(. . 変更)		受給者と の続柄	生計 家計	同居・別居 生計同一・生計維持	
所得判定	受給者・保護者・その他(続柄)		所得 金額	円	扶 養 親 族 数	人	市町村民 税の課税 有・無	
有効期間	始 期	年 月 日	終 期	年 月 日	老健受給者証 番 号			
加 入 医 療 保 険	保 険 種 別	記号・番号	被保険者氏名	続 柄	保 険 者 名	所 在 地	附 加 給 付 の 内 容	備 考
	(. . 変更)	(. . 変更)	(. . 変更)		(. . 変更)	(. . 変更)	(. . 変更)	
公 費 負 担 医 療 種 別			公費負担 保 険 者			公 費 負 担 受 給 者 番 号		
振 込 口 座 等	口座名義人	金融機関名	本・支店名	口座種別	口座番号	(その他特記事項)		
	(. . 変更)	(. . 変更)	(. . 変更)	(. . 変更)	(. . 変更)			
	(. . 変更)	(. . 変更)	(. . 変更)	(. . 変更)	(. . 変更)			

第 号
年 月 日

様

矢巾町長

印

ひとり親家庭医療費受給者証交付(更新)申請却下通知書

年 月 日付けで申請された矢巾町ひとり親家庭医療費給付要綱による受給者交付(更新)申請については、下記の理由により交付できませんので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、矢巾町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、矢巾町(訴訟において矢巾町を代表する者は矢巾町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号(第8条関係)

ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書

受給者証番号	第 号		
受給者氏名		男・女	年 月 日生
保険種別		保険証 記号番号	
保険者名			
再交付申請理由	1 破損(汚損) 2 紛失 3 その他()		
やぶいたり、なくした理由を詳しく書いてください。			

上記のとおり、受給者証の再交付を申請します。

年 月 日

届出人(受給者等)
住 所
氏 名



矢巾町長 様

様式第7号(第12条関係)

ひとり親家庭医療費給付申請書

年 月 日

矢巾町長 様

申請者(受給者等)

住 所

氏 名



年 月分の医療費一部負担金の給付を申請します。

受 給 者 名	受給者証番号	保険証記号番号
男1・女2	第 号	
保 険 種 別	区 分	保 険 者 名
国保(一・退)・社保・共済・船保・後期高齢・()	本人1・家族2	
給付金の申請額		
給付金の受領方法	受給者証交付申請書に記載した金融機関に振込してください。	
医 療 機 関 等 記 入 欄	診 療 実 日 数	日
	総 点 数	点
	公 費 負 担 医 療 点 数	点
	一 部 負 担 金 受 領 額 (公費負担医療自己負担分を含む) (A)	食事療養標準負担額、生活療養標準負担額 (B)
		食事医療費を除く一部負担受領額 (A)-(B)
	円	日 円
	円	
	上記の一部負担金を受領したことを証明する。	
	保険医療機関番号	
	保険医療機関名	
	管 理 者 名	
	印	
一 部 負 担 金 A	高 額 療 養 費 等 額 B	給 付 決 定 額 A - B
円	円	円

- 注) ア 申請者は、太枠の枠内に必要事項を記入してください。
 イ 医療機関等の証明に代えて、裏面に領収書を添付することもできます。
 ウ 医療機関等記入欄の診療実日数は、薬局にあっては、処方箋枚数を記入してください。
 エ 二重線の枠内は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

矢巾町長



ひとり親家庭医療費給付決定通知書

下記のとおり給付することに決定したので通知します。

対象者・証番号		
給付額	円	
支払期日		
口座振込払	金融機関名	
	口座番号	
直接払	支払場所	

付記 直接払いのときは、この通知書と一緒に受給者証、印鑑を持参してください。

教示

- この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、矢巾町長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、矢巾町（訴訟において矢巾町を代表する者は矢巾町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

矢巾町長



ひとり親家庭医療費給付却下通知書

年 月診療分の 様に係る医療費の一部負担金について、審査の結果、下記の理由により給付できませんので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、矢巾町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、矢巾町(訴訟において矢巾町を代表する者は矢巾町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号(第14条関係)

ひとり親家庭医療費受給資格喪失届

受給者証番号	第 号	受給者氏名
資格を喪失するにいたった理由	1	該当要件を満たさなくなった(年齢、障害程度等)
	2	他市町村に転出
	3	死亡
	4	医療保険の被保険者等の資格の喪失
	5	その他()
喪失年月日	年 月 日	

上記のとおり、受給資格を喪失したので、受給者証を添えて届出ます。

年 月 日

届出人(受給者等)

住 所
氏 名



矢巾町長 様

様式第12号(第14条関係)

第三者行為傷病届

受給者氏名		性別	男・女	受給者証 番 号	第 号
加害者氏名		性別	男・女	生年 月 日	年 月 日
加害者住所					
被害の状況					
受診医療機関					

上記のとおり、第三者行為により治療しましたので届出ます。

年 月 日

届出人(受給者等)

住 所

氏 名



矢巾町長 様

- (注) 1 警察署で事故証明書を作成してもらい、この届に添えて提出してください。
2 示談成立のときは、示談書の写しを添えて提出してください。

様式第13号(第17条関係)

第 年 月 日
号

様

矢巾町長

印

ひとり親家庭医療費返還通知書

さきに支給した下記の医療費について、返還されるよう通知します。

記

1 返還医療費

支給年月日	支給金額	返還金額
年 月 日	円	円

2 返還理由

3 返還金納付期日 年 月 日

4 返還金納付場所

(注) 返還金納付の際は、この通知を必ず持参してください。

様式第1号 (第5条、第6条関係)

様式第2号 (第6条、第7条関係)

様式第3号 (第6条、第7条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第14条関係)

様式第11号 (第14条関係)

様式第12号 (第14条関係)

様式第13号 (第17条関係)

様式第14号 (第18条関係)

様式第15号 (第18条関係)

様式第16号 (第18条関係)